**平成２８年（フ）第３８号**
千葉県安房郡鋸南町保田386番地１、住民票上の住所東京都新宿区四谷坂町１番28号　サワハイツ201
債務者　高石　麻子
１　決定年月日時　平成28年10月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月27日まで
千葉地方裁判所館山支部

**平成２８年（フ）第８４９号**
京都市右京区山ノ内苗町８番地１　ネバーランド葛野大路三条メロディア616号
債務者　中原　潤美
１　決定年月日時　平成28年10月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２８年（フ）第９７９号**
京都市伏見区羽束師鴨川町79番地１　リジェール鴨川408号
債務者　田中　　勲
１　決定年月日時　平成28年10月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２８年（フ）第４１４号**
兵庫県姫路市飯田１丁目206番地レオパレスα204号、従前の住所兵庫県姫路市車崎１丁目２番３－804号エバーグリーン今宿Ａ棟
債務者　飯尾　美徳
１　決定年月日時　平成28年10月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月27日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２８年（フ）第５７０号**
広島市安佐南区緑井８丁目10番48号
債務者　髙田　栄司
１　決定年月日時　平成28年10月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月27日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２８年（フ）第６５９号**
広島県東広島市西条町助実７番地２
債務者　鳴尾　幸子
１　決定年月日時　平成28年10月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月27日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２８年（フ）第３２６号**
大分市高城新町14番27号（ＧＲＣ　ｏｐｕｓ　ｔａｋａｊｏⅡ502）
債務者　岩﨑　　広
１　決定年月日時　平成28年10月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月27日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２７年（フ）第２０５号**
鹿児島県鹿児島市小松原１丁目56番12号（エクセル小松原308号）
債務者　黒川　成一
１　決定年月日時　平成28年10月28日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月27日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

**平成２８年（フ）第３３７号**
鹿児島県鹿児島市下伊敷１丁目50番30号（徳重ビル401号）
債務者　三本　　忍
１　決定年月日時　平成28年10月28日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月27日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

**平成２８年（フ）第３３８号**
鹿児島県鹿児島市下伊敷１丁目50番30号（徳重ビル401号）
債務者　三本　靖子
１　決定年月日時　平成28年10月28日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月27日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

**平成２８年（フ）第１４１号**
茨城県牛久市柏田町3255番地１、前住所大阪府寝屋川市東大利町２番19号
債務者　柏木　智美
１　決定年月日時　平成28年10月28日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月28日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

**平成２８年（フ）第２５８号**
山梨県甲府市下鍛冶屋町986番地
債務者　塩田　英樹
１　決定年月日時　平成28年10月28日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月28日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

**平成２８年（フ）第２６４号**
山梨県甲州市勝沼町下岩崎514番地３　県営勝沼下岩崎団地１号棟102号
債務者　齊藤　充也
１　決定年月日時　平成28年10月28日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月28日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

**平成２８年（フ）第２７６号**
山梨県南アルプス市山寺42番地１
債務者　齋藤　武男
１　決定年月日時　平成28年10月28日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月28日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

**平成２８年（フ）第１１９号**
長野県松本市寿北７丁目23番Ｂ－404号　豊丘団地
債務者　上坪　　博
１　決定年月日時　平成28年10月31日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
長野地方裁判所松本支部

**平成２８年（フ）第２８４号**
岐阜市柳津町北塚４丁目29番地　（ヒロ102号室）
債務者　山本恵美子（旧姓渡邉）
１　決定年月日時　平成28年10月31日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
岐阜地方裁判所